



産 廃 第 1 4 2 4 - 2 号
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会 長 小 林 増 雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 酒井 辰夫



産業廃棄物処理業の許可事務について（通知）

県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

- 1 産業廃棄物の一部を中間処理施設に投入しない場合の取扱い
産業廃棄物処分量の中間処理の許可を得ている業者は、受託した産業廃棄物について前処理として分解等後、その一部に対して中間処理が実施されていれば、それ以外の中間処理が実施されていない部分までを中間処理産業廃棄物として、他人に売却又は処理委託できることとする。
※ 受託する産業廃棄物の一部を中間処理施設に投入しないことが予想される場合は、委託者とあらかじめ協議の上、その取扱いについて産業廃棄物処理委託契約書に明記するようにしてください。また、産業廃棄物処理委託契約書の法定記載事項である「受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第8号）」については、受託した産業廃棄物の一部を中間処理施設に投入しない場合の取扱いを必ず明記し、現に受託した産業廃棄物の一部を中間処理施設に投入しなかったときは、当該産業廃棄物の品目、数量及び搬出先等を委託者に報告するようにしてください。
 - 2 製品等を機械的な施設を用いて中間処理する場合の取扱い
製品等について、機械的な施設を用いることにより、その一部が分離される工程を中間処理として位置付けることとする。
※ 例えば、トナーカートリッジをトナー回収装置付きの切断施設にて処理する場合、トナー（廃プラスチック類）の回収工程については中間処理に位置付けることとします。
 - 3 処理業許可証の取扱い
排出事業者にとって、分かりやすい許可証の表記（処理方法、品目の限定）とする。
- ※ 上記1から3の取扱いは、原則、平成31年4月1日から行うものとする。

担当：審査担当
電話：048-830-3121

平成31年3月26日付け産廃第1424-2号「産業廃棄物処理業の許可事務について（通知）」に係るQ&A集

令和元年8月15日
(令和3年2月9日改訂)
埼玉県環境部産業廃棄物指導課

1 産業廃棄物の一部を中間処理施設に投入しない場合の取扱い

産業廃棄物処分業の中間処理の許可を得ている業者は、受託した産業廃棄物について前処理として分解等後、その一部に対して中間処理が実施されていれば、それ以外の中間処理が実施されていない部分までを中間処理産業廃棄物として、他人に売却又は処理委託できることとする。(通知本文抜粋)

Q1 産業廃棄物処分業者は、中間処理の許可を受けた品目の一部について中間処理が実施されれば、許可を受けていない品目を含む産業廃棄物を排出事業者から受託できるのか。

A1 処分業者が、許可を受けていない品目を含む産業廃棄物を受託することは当然できません。

当該取扱いにおける「受託した産業廃棄物」とは、処分業の許可を得ている品目について受託した産業廃棄物のことを言います。例えば、処分業の許可品目が廃プラスチック類のみの処分業者が、廃プラスチック類以外の品目（木くず、繊維くず等）を含む産業廃棄物の処分を受託することはできません。

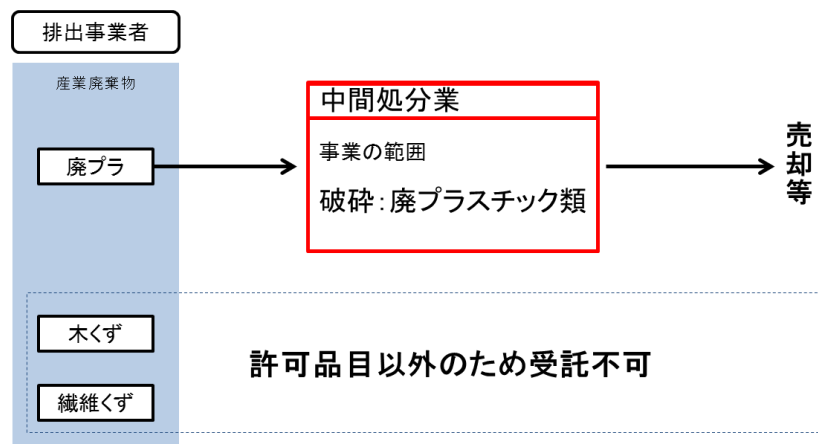


図1 処分業者による受託の例

Q2 中間処理施設とはどのような施設が対象となるか。

A2 産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証2頁以降の「処理施設の種類及び能力等」欄に記載されている施設のみが対象となります。

手選別を行う選別場や、機械式選別機などは、当該取扱いにおける中間処理施設に該当しません。

Q3 産業廃棄物処分業者が、建設混合廃棄物の中間処理を受託した場合、簡単な手選別を行い、その一部を中間処理すれば、残りを中間処理産業廃棄物として他の業者に処理委託できるのか。

A3 できません。その場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）第14条第16項に規定する再委託禁止違反と判断される場合もあります。

当該取扱いにおける「前処理として分解等」とは、受託した産業廃棄物全体を「前処理」として「分解等」するものに適用されます。例えば、Q4のコンピューターサーバーを分解することなどが挙げられます。建設混合廃棄物等、目視により明らかに分別することが不可能な混合産業廃棄物については、全量をトロンメル等の機械的選別機に通さない限り「前処理として分解等」をしたことにはなりません。

Q4 産業廃棄物処分業者が受託した産業廃棄物について、前処理として分解等後の廃棄物を少量破碎すれば、残りの大部分を他の処分業者に売却又は処理委託できるのか。

A4 できません。受け入れた産業廃棄物については主として中間処理することとし、他人に売却又は処理委託することは中間処理に付随的な行為に限られます。受託した廃棄物の多くを売却又は処理委託することは認められません。

当該取扱いの趣旨は、処分業者が受託した、許可を得ている品目の産業廃棄物について前処理として分解等を行った後、当該産業廃棄物を構成する一品目の（分解された）廃棄物を中間処理するに当たり、残りの一部の廃棄物を中間処理施設で処理せず付随的に委託等する場合、当該品目の廃棄物全体について中間処理されたものとするができることを明確化したものです。

なお、処分業者が中間処理後の産業廃棄物の処理委託をする場合には、排出事業者と同様に、法第12条第6項の規定により委託基準（法施行令第6条の2に規定する基準をいいます。）に従わなければならないが、法第12条の3第1項の規定により産業廃棄物管理票を交付しなければならないことに注意してください。

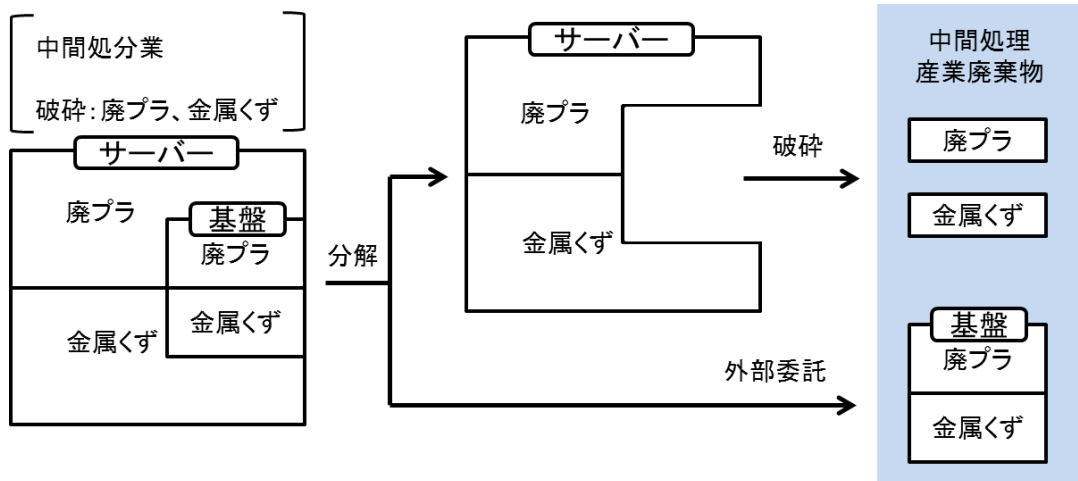


図2 一部を中間処理施設に投入しない取扱いの例(コンピューターサーバー)

Q5 産業廃棄物処分業者が、当該取扱いを適用して産業廃棄物を中間処理する場合、処理量の上限はどうか。

A5 産業廃棄物の処分に当たっては、処理施設で中間処理した量と付随的に委託等した量との合計が、当該施設について許可を受けた処理量（処理能力）を超えることはできません。

また、処分業者が産業廃棄物を受け入れる際は、処理基準（法施行令第6条第1項に規定する基準をいいます。）に従い、保管量の上限を超えてはいけません。受託した産業廃棄物（「前処理として分解等」を行う前の産業廃棄物）の保管量は、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えることはできません。

例) 処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.8 t/日	廃プラスチック類 以上1種類	令和〇年〇月〇日 _____ _____

処理の上限：4.8 t/日の内訳 { 破碎量 4.0 t/日
(分解後)委託量 0.8 t/日

保管上限：4.8 t/日 × 14日 = 67.2 t

2 製品等を機械的な施設を用いて中間処理する場合の取扱い

製品等について、機械的な施設を用いることにより、その一部が分離される工程を中間処理として位置付けることとする。(通知本文抜粋)

Q6 当該取扱いの対象となる「製品等」や「機械的な施設」について、具体例はどのようなものか。

A6 当該取扱いの「製品等」とは、廃オイルエレメントやリチウムイオンバッテリー等一体成形されているものを指します。建設混合廃棄物のように単に混合しているだけで一体成形されていない廃棄物は当該取扱いの適用とはなりません。

「機械的な施設」とは、製品等をそのままの状態ですべて投入する切断機や圧縮機等の処理施設を指します。製品等を手作業で処理する場合は当該取扱いの適用とはなりません。

下図のオイルエレメントの処理を例にとると、従前の取扱いでは、処理の前後で性状に変化がない「廃油」は、収集運搬業（積替え保管を含む。）の範囲としていましたが、今回の見直しにより、オイルエレメントの分離工程（切断分離）全てを中間処分量の範囲とします。

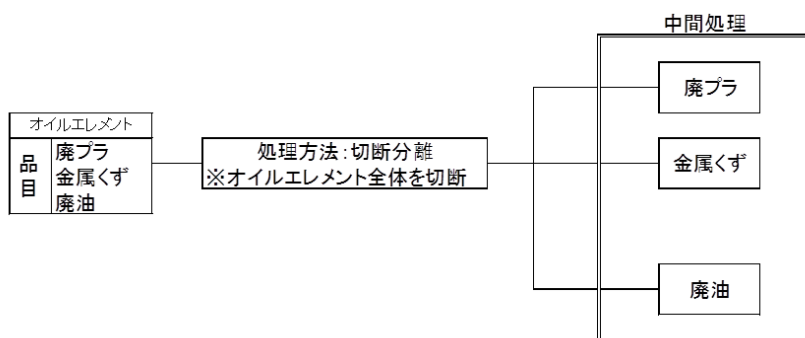


図3 製品等を機械的な施設を用いて中間処理する取扱いの例
(廃オイルエレメントの処理)

(処分量許可証の記載例)

切断分離：廃油、廃プラスチック類、金属くず

(いずれも廃オイルエレメントに限る。) 以上3種類

処理施設の種別及び能力等

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
切断分離 施設	4.5 t/日 (8時間)	廃プラスチック類、 金属くず、廃油 (いずれも廃オイルエ レメントに限る。)	令和〇年〇月〇日 _____ _____

Q7 廃食品の入った缶詰や廃飲料の入ったペットボトルを受け入れ、機械的な施設を用いて容器ごと潰し、廃食品又は廃飲料とその容器とを選り分ける工程について、当該取扱いが適用されるのか。(令和3年2月9日追加)

A7 条件付きで適用されます。廃食品の入った缶詰や廃飲料の入ったペットボトルは、当該取扱いの「製品等」に該当しますが、廃食品又は廃飲料（以下「廃食品」と総称します。）とその容器とを分離する工程に本取扱いを適用するのは、その処分業者が分離した廃食品を適切に処理する施設（焼却施設等）を有している場合に限りです。

廃食品（産業廃棄物の種類として「汚泥」又は「廃酸」等に該当。）の処分を業として行おうとする者は、法施行規則第10条の5第1号イの規定により、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じて、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有している必要があります。廃食品の処分に適する施設としては、焼却施設、乾燥施設及び発酵施設が挙げられます。廃食品について単に機械を用いて容器から分離する施設を有しているだけでは、その処分に適した処理施設を有しているとみなすことはできません。

また、廃食品は腐敗しやすく悪臭を発生させるおそれがあり、容器から分離した後、時間を掛けずに次の処理を行う必要があります。その意味でも、廃食品とその容器とに分離する工程に本取扱いを適用するのは、その処分業者が廃食品を速やかに処理できる施設（焼却施設等）を有している場合に限りです。

なお、本取扱いが適用された場合、分離後の廃食品（焼却等を行う前のもの）を飼料等として中間処分業者が売却又は処理委託することも可能となりますが、本取扱いの趣旨は、処分業者が廃食品を中間処理産業廃棄物としてまとめて取り扱うことにより、リサイクル率の向上を図ることにあります。その点に御留意の上、事業計画を御検討ください。

Q8 機械的な施設を用いて廃スプレー缶に穴を開け、スプレー缶とその残存内容物とを選り分ける工程について、当該取扱いは適用されるのか。(令和3年2月9日追加)

A8 廃スプレー缶に穴を開け、スプレー缶とその残存内容物（廃酸等）とに分離する作業を機械的な施設（穴開け機）を用いて行ったとしても本取扱いは適用されません。本県では本工程を中間処分業の範囲ではなく収集運搬業（積替え保管を含む。）の範囲とみなしています。本取扱いの「機械的な施設」とは、中間処理施設とみなすことができる切断施設や圧縮施設等に限られ、穴を開けるだけの機械（穴開け機）は含まれません。

なお、前述の分離作業後、そのスプレー缶（金属製）を圧縮処理等する場合は、スプレー缶の穴開けを圧縮処理等の前処理とみなし、その処理全体を金属くずの圧縮処理等として中間処分業の範囲とすることができます。

同様に、廃スプレー缶の残存内容物（廃酸）について、分離作業後に中和処理等する場合は、スプレー缶の穴開けを中和処理等の前処理とみなし、その処理全体を廃酸の中和処理等として中間処分業の範囲とすることができます。

3 処理業許可証の取扱い

排出事業者にとって、分かりやすい許可証の表記（処理方法、品目の限定）とする。（通知本文抜粋）

Q9 許可証の表記をどのように見直すのか。

A9 産業廃棄物処理業で取り扱う品目に付す限定については、環境省の通知（平成30年3月30日付け環循規発第18033029号）に従い、主として申請に係る施設で取り扱うことができない性状の産業廃棄物がある場合に付すこととし、産業廃棄物処理業者の許可証が、排出事業者にとって一層分かりやすい表記となるようにします。

見直し例1)

中間処理（破碎）	： 廃プラスチック類（再生利用可能なものを除く。）
（圧縮梱包）	： 廃プラスチック類（再生利用可能なものに限る。）
↓	
中間処理（破碎）	： 廃プラスチック類
（圧縮梱包）	： 廃プラスチック類

見直し例2)

中間処理（圧縮）	： 金属くず（厚板、長物及び金属塊を除く。）
↓	
中間処理（圧縮）	： 金属くず

見直し例3)

中間処理（造粒固化）	： 汚泥（建設工事に係るもの、浄水場汚泥、プールろ過汚泥及びサンドブラスト汚泥に限る。）
↓	
中間処理（造粒固化）	： 汚泥（無機性汚泥で低含水率のものに限る。）

4 その他

Q10 既に許可を受けている産業廃棄物処理業者は、どのような手続きを踏めば、当該通知の取り扱いを適用できるのか。

A10 通知で示された取扱いは、平成31年4月1日から全ての産業廃棄物処理業者に適用されており、手続きを踏めば、取扱いを適用した許可に変更することができます。

産業廃棄物処理業で取り扱う産業廃棄物の種類について限定を解除する等、事業の範囲を変更するときは、法第14条の2第1項の規定による変更許可手続が必要ですが、事前協議手続が省略できる場合もあります。手続の詳細は、産業廃棄物指導課審査担当（TEL 048-830-3121）にお問い合わせください。